

# 1目でも早く受診して下さい。 いっしょに治療を始めましょう。

「無料・低額診療事業」を実施しています

こんな方のための事業です

- 短期保険証、資格証明書の方
- 職を失って一時的に収入がなくなった方
- 医療費の支払いをすると生活に困難な方
- ホームレスの方

- ご相談の内容にもよりますが、基準は、収入がおおむね生活保護基準の1.5倍未満です。
- 面談の際収入を明らかにする資料も提出いただきます。ご了承下さい。

\* 他の公的制度が利用できる場合は、その手続きをおすすめすることになります。  
\* 制度適用とならない場合でも、一緒に打開の道をさがせるよう相談に応じます。

## 「無料・低額診療事業」を利用するには

制度利用の流れ

受付



受付でお申し出ください。

相談



ソーシャルワーカーや職員が事情をお聞きし、ご相談をします。

適用



適用となれば、医療費の自己負担金を減額または免除とします。

## 医療費のお支払いでお困りの方はご相談ください

すべての人に医療を受ける権利があります

この事業は社会福祉法にもとづく事業です。憲法25条が「すべて国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」と定めているように、医療を受けることはすべての人に保障された権利です。



無料・低額診療事業とは生活困難な方に、無料・または低額な料金で医療を利用していただくもので、社会福祉法で位置づけられた制度です。制度利用にあたっては、必要書類を提出していただき、審査により適用の可否が決まります。